

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和6年第7回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎教育長挨拶

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、このたび12月1日より小坂町教育長に就任されました千葉綾悦氏より発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。
教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） 12月1日付で小坂町教育長を拝命しております千葉綾悦と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介をしながらのご挨拶とさせていただきます。

私が生まれたときに住んでいたところは、この役場庁舎から道路を挟んですぐ向かいの向陽3号、多分、この議場から100mもないところだと思います。保育園は向陽体育館前に記念碑がある小坂保育所、私は向陽保育所と呼んでいました。その後も、中央団地、古苦竹、若葉町と、この役場庁舎の周りで暮らしてきました。

小坂小学校は木造2階建ての旧校舎、小坂中学校も今のこの役場庁舎のところにあった木造2階建ての旧校舎でした。今でも目をつぶるとその様子が浮かんできます。

中学校では、陸上競技部とスキー部に所属していました。元教育長の故渡部稔先生指導の下、先輩たちが続けてきた全県駅伝9連覇を2年生のときに止めてしまった世代、10連覇でしなかった世代ではありますが、それでも2年連続全県駅伝2位という結果でした。

その後、高校、大学と小坂町を離れましたが、教員として小坂町に戻ってきました。秋田県に戻って教員として頑張ることを決意させてくれたのは、小学校、中学校時代の恩師でし

た。機会あるごとに声をかけていただき、教員採用試験や大学卒業の頃には、激励の言葉もいただきました。私が育った小坂町は、とても活気のある町でした。小坂町のために何かをしたい、小坂町に恩返しをしたい、そういう気持ちを持たせてくれました。そして、支えてくれた先輩たち、恩師がいました。小坂町のためにという気持ちは今も変わりありません。大好きな小坂町をさらに活気のある町にするために、教育の面から取り組んでいきたいと思っています。

さて、11月下旬まで学校に勤務しておりました。定年退職後も小坂小学校、小坂中学校に週1回勤めておりました。現職時代に小坂小学校に勤めたのは3年です。待ってましたの地元勤務は、とても中身の濃い3年でした。学校全体の教育計画に関わる教務主任をしていましたが、地元であり、自分の子どもも小中学生でしたので、PTAはじめ町の様々な事業にも関わらせていただきました。また、スキー部の監督をしていたのですが、同時に自分の息子もスキー部ということで、親の会としての役割も担当しました。

そして、小坂小勤務2年目の年度末、川上小学校が統合されました。私は、子どもたちの書類を整備するのが役目でしたので、秋田県教育庁の指導を受けながら、速やかに受入れを完了することができました。

その後の定年までの18年のうち9年、秋田県教育庁北教育事務所鹿角出張所に勤め、社会教育、学校教育に関する仕事をしてきました。その中で、小坂町が小中一貫教育に取り組みたいというお話をいただき、何度か小坂町教育委員会に来てお話を聞き、秋田県教育庁とのやり取りをするに関わらせていただき、小中一貫教育の準備をお手伝いさせていただきました。

このように自分が学校現場で経験してきたことや行政で経験してきたこと、行政でつくってきた秋田県との教育関係の人脈等を生かしながら、小坂町教育委員会での役割を進めていきたいと思っています。

結びになりますが、町議会議員の皆様、細越町長をはじめ、町の行政に関わる皆様の力をお借りしながら、町民の皆様のために、よりよい小坂町を教育の面から支え、つくっていきたいと思います。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 次に、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、11月26日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであります。

陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情、陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第9号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情、陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書、陳情第12号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情、これは、総務福祉常任委員会に付託いたします。

陳情第11号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情は、産業教育常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、9番、熊谷聰君、1番、船水隆一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を11月26日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、専決処分の承認2件、条例の一部を改正する条例制定4件、指定管理者の指定が2件、規約の一部変更が1件、補正予算7件、陳情6件となっております。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、12月4日水曜日を初日本会議、第2日、12月5日木曜日は一般質問及び各常任委員会、第4日と第5日は土日で休会、第3日、第6日、第7日は事務整理等で休会、第8日、12月11日水曜日を最終日本会議として、会期を8日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月11日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第7回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたしますのは、議案として、補正予算の専決処分2件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定について2件、市町村総合事務組規約の一部変更1件と、補正予算7件の計16件であります。

いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、9月定例会後の町政諸般についてご報告いたしま

す。

初めに、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

去る7月25日に議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会の代表の方に出席いただき、小坂町雪対策連絡協議会を開催し、今冬の活動方針や除雪計画等を説明し、意見交換いたしました。

今年度も、高齢者世帯等の除排雪作業の負担軽減を図るため、自治会内の共助により取り組まれているあんしん除雪支援事業を実施するとともに、町内除雪デーへの協力など、町民に必要とされる施策を引き続き実施していくほか、空き家などからの落雪対策などについても併せて検討してまいります。

道路除雪については、昨年度と同様、主要な路線を小坂まちづくり株式会社に委託するほか、大地地区においては引き続き自治会で地域内の除雪を実施いたします。

また、地域の要望を聞きながら冬期生活に支障が生じないように除排雪作業を実施するとともに、安全で安心な道路の確保に努めていく所存でございます。

さらに、町内道路の除雪がスムーズに進むように、国・県道を管理する秋田県との連携をより一層深め、安全で円滑な除雪を実施できるよう努めてまいります。

町では、議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き町民に優しい、満足度の高い安心・安全除雪を目指してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げます。

次に、自主防災組織育成指導者研修会についてご報告申し上げます。

去る11月14日に、町内の自治会を対象とした自主防災組織育成指導者研修会を開催いたしました。

この研修会は、災害発生時に重要な役割を果たす自主防災組織の結成と育成を図ることを目的に秋田県が主催しているもので、当日は町内21自治会から31名の方々に参加していただきました。

研修会では、秋田大学地域防災減災総合研究センターの水田教授から「秋田県の歴史に学ぶ防災・減災の基礎知識」と題して、私たちの生活とは切っても切れない自然現象に関する講話をいただき、自然災害への備えや災害発生時の心得を学ぶ機会としました。

また、秋田地方気象台の小池地域防災官からは「経験したことのない大雨、そのときどうする？」をテーマにしたワークショップを開いていただき、気象台から発表される防災気象情報の見方や活用方法を学んだほか、風水害発生のおそれが生じた際の避難先や避難経路、

安全に避難するためのタイミング、声かけが必要な近隣住民の状況などについて、各自治会の状況を踏まえて話し合っていました。

参加者からは、災害に見舞われることを想定してふだんから備えたい、命を守るために必要な行動を考えたい、季節や時刻、地域の状況を踏まえた避難を考えたいなどの声が寄せられ、防災意識の高揚につながることができました。

現在、当町では18自治会で自主防災組織が結成され、地域コミュニティにおける防災意識の高揚に努めていただいているところでございます。

災害時には、相互扶助が一層重要になることから、自主防災組織の結成促進が望まれるところでございますが、組織化がかなわなくても、地域コミュニティにおいて災害発生時の被害の防止・軽減に対する意識高揚が図られ、町民一人一人が自分の命は自分で守るとの自覚を持ち、自らの判断で避難行動を取っていただくことが重要でありますので、今後も研修や訓練など、防災に対する理解を深めていただく機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、道の駅十和田湖のオープンについてご報告いたします。

町内外の皆様にご期待されていた道の駅十和田湖が、10月10日の竣工式典を経て、10月12日にオープンいたしました。

竣工式典は、秋田県知事をはじめ、環境省東北地方環境事務所長、国土交通省能代河川国道事務所副所長など、多くのご来賓をお迎えして挙行することができました。

本事業に携わっていただいた関係各所、全ての皆様に対しまして、この場をお借りして、心より厚く感謝申し上げます。

また、道の駅竣工式典に合わせ、十和田湖養魚事業を成功させるとともに十和田湖を広く世に知らしめた功労者であり、生涯を十和田湖開発に捧げ、十和田湖開発の父とも言われております和井内貞行翁夫妻の銅像除幕式が、十和田湖畔に和井内貞行の銅像を立てる会の主催により行われました。

道の駅十和田湖は、青森県と秋田県の県境にあり、小坂町内に立ち並ぶ近代化産業遺産、鹿角地域などに点在する縄文遺跡群へ向かう玄関口として、さらには、秋田県から青森県の奥入瀬溪流方面へ向かうドライブの中継地点として、大いに期待されているところでございます。

竣工式典を終えた10月12日土曜日からは、観光客の皆様をお迎えしてのオープンとなりました。12、13日の2日間にわたり、特設ステージでの歌や踊り、各種飲食店の出店など、オープニングイベントは大盛況であり、紅葉の期間も重なって多くの方々においでいただき、

オープンから11月4日の3連休終わりまでの24日間の観光入り込み客数は約7万3,000人ほどでありました。

また、道の駅十和田湖オープンを記念し、十和田湖ヒメマスを活用したひめます魚醬と、小坂七滝ワイナリーで特別ブレンドした湖畔ワイン・ルージュを発売し、皆様に好評を得ております。

本施設が十和田湖の新たな観光拠点として皆様に愛され、親しまれる道の駅となりますよう、今後も交通利便性の向上や観光資源のさらなる磨き上げを図ってまいります。

次に、当日配付の令和6年産米の生産状況についてご報告申し上げます。

令和6年産の米生産については、需要に応じた米生産に生産者自らが取組を行う枠組みである生産の目安を参考とする生産計画の7年目となりました。

最初に、主食用米の生産状況であります。秋田県から示された生産の目安を基に、鹿角地域農業再生協議会で算定した小坂町の主食用米の目安数量は1,115 t、目安面積換算では213.7ha、目安率が52.8%となり、各農家には目安率に応じた目安面積等をお知らせいたしました。

各農家には、通知した生産の目安を参考に水稻生産実施計画書を提出していただき、農林班では春・夏・秋の転作作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積は、前年より4.4ha増の185.7haとなりました。町の生産目安は達成いたしましたが、主な転換先である飼料用米が前年より6.2ha減少しております。

次に、米の集荷状況についてでございますが、10月31日現在で5,860俵の集荷量となっております。農家からの予約申込数量は8,079俵でありましたので、出荷率は72.5%となりました。

また、当町の1等米比率は10月31日現在で83.1%と、昨年に比べ改善し、平年並みとなっております。

なお、東北農政局発表の秋田県産水稻うるち玄米1等米比率は、9月末現在で92.0%となっております。

以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） 教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、まなびピア2024についてご報告申し上げます。

まなびピアは、町民の皆様の生涯学習活動について、より効果的に推進を図ることを目的に、生涯学習のつどいとして平成2年度からスタートし、以降、毎年度開催しております。

本年度は、10月5日、6日の2日間にわたって開催され、作品・活動展示には、一般町民・団体の作品のほか、町内保育所や小坂中学校の作品などの出展がありました。

また、太極拳、コーラスの発表、体験コーナーなど、どれも大変好評で、飲食コーナーやキッチンカーなどの食事部門の実施もあって、来場者は昨年度を大きく上回り、982名の方に足を運んでいただきました。

初日は小学校体育館で学習発表会、2日目はセパームアリーナで坂中祭と合唱コンクールが同時開催され、まなびピアにもたくさんの保護者の方が訪れてくださいました。

両校のステージ発表では、ふるさと小坂についての発表や、合唱、劇、ダンス、英語暗唱・弁論発表など、小中一貫教育校としてのふるさとキャリア教育の成果が見られ、観客から多くの拍手をいただいていた。

教育委員会では、今後とも生涯学習に関する事業をより一層充実させ、学校との連携により、まなびピアが幅広い世代の発表の場、多くの町民が集う世代間交流の場として発展できるよう努めてまいります。

次に、当日配付の資料をご覧ください。11月24日に開催された康楽館演劇祭についてご報告申し上げます。

10年目となった康楽館演劇祭は、演劇集団シアター★6、劇団Uコープ、大館国際情報学院高等学校演劇部、黒子座きっずに出演いただきました。

この演劇祭は北の演劇祭と演劇フェスティバルを引き継いだもので、小坂町の貴重な近代化遺産であり国指定重要文化財、康楽館の舞台で幅広い人材の交流を図るとともに、多様な舞台創造の拠点として発信することを目的に開催しているものです。

演劇集団シアター★6は、昭和40年のある田舎町での出来事を、劇団Uコープは、鹿角地区を舞台にした3作品を、大館国際情報学院高等学校演劇部は、演劇部員が創作したオリジナル作品を表現しました。

そして、上演の最後を飾った黒子座きっずは、小坂町出身でわらび座の元役者の尾樽部和大さんによる脚本・演出の「山神社のお札」に挑戦しました。町内小中学校から13名の出演応募があり、9月下旬から尾樽部さんの指導を受け、一生懸命練習してきました。元気あふれる舞台は、観客の皆さんにも喜んでいただけたものと思っています。

今回の演劇祭は、270名の方に来場いただきました。多様な作品が多く、来場いただいた

皆さんには、飽きることなく楽しんでいただけたものと思っております。

なお、本演劇祭は、北の演劇祭から数えて20年目の事業であります。社会教育事業として、幅広い人材の交流や、多様な舞台創造の拠点としての役割を果たすなど、一定の成果が得られたものと考えております。

これらを踏まえ、本演劇祭は今回をもってフィナーレとさせていただきます。これまでの20年間の関係者、町民の皆様のご支援に、改めて感謝申し上げます。

以上で教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第83号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第83号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今年10月9日に衆議院が解散されたことに伴う、10月15日公示、同月27日投開票日となった第50回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な補正予算について、衆議院の解散が明らかとなった9月30日に、これら執行経費の予算の専決を行いました。

予算の内容は、歳出において、2款総務費、4項選挙費の5目に衆議院議員選挙費を新たに設け、選挙立会人及び選挙事務に当たる職員の時間外勤務手当等、ポスター掲示板の設置、入場券の印刷及びその他選挙執行に必要な経費として719万1,000円を措置いたしました。

歳入は、15款県支出金の3項1目8節に衆議院議員選挙費委託金を、歳出と同額措置しております。

本専決処分による補正予算は、既決予算額44億4,782万6,000円に歳入歳出それぞれ719万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億5,501万7,000円としたものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第84号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第84号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、砂子沢浄水場上流に設置している取水施設の電動弁２基のうち１基が故障し、残り１基が故障した場合に浄水場へ原水が送れなくなるため、早急に電動弁の交換が必要となり、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和６年10月１日付で専決したものでございます。

補正額は収益的支出において、水道事業費用の既決額２億5,437万8,000円に81万8,000円増額し、２億5,519万6,000円とし、資本的支出において、資本的支出の既決額２億2,599万2,000円に426万8,000円増額し、２億3,026万円としたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。まして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第８５号～議案第８７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第６、議案第85号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第７、議案第86号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日

程第8、議案第87号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定については、関連がありますので、一括議題といたします。

議案の朗読及び提案理由については一括で行い、その後の質疑・討論・採決については、各議案ごとに行います。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第85号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第86号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第85号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に、給与条例の改定を行ってきております。

本年度も、人事院が8月8日に国家公務員の給与改定についての勧告を行いました。また、秋田県人事委員会においても、10月7日に県職員の給与改定についての勧告を行い、秋田県では、その勧告に従った条例改正案を11月26日の秋田県議会に提出いたしました。

本議案で提案いたします改正内容でございますが、給料及び期末・勤勉手当の引上げ等について、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。

給料月額、県内民間との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、これに基づき改める給料表は今年4月1日から適用させるものでございます。

期末・勤勉手当については、一般職の年間支給月数を0.15月、再任用職員は0.05月引き上げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.45月から4.6月に、再任用職員は2.35月から2.4月に改めるものでございます。

議案第86号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、秋田県の例を参考に、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.15月引き上げ、現行の3.25

月を3.4月とする規定に改めるものでございます。

支給月数は、令和6年度においては、現行の12月支給分を0.15月引き上げ、1.775月に、令和7年度以降においては、現行の6月及び12月支給分をそれぞれ0.075月引き上げ、1.7月とするものでございます。

適用・施行期日については、一般職と同様であります。

議案第87号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきまして、常勤の特別職と同様に、期末手当の支給月数を年間0.15月引き上げて支給する規定に改め、各支払期での支給月数及び適用・施行期日も常勤の特別職と同様でございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、議案審議の参考1ページ、2ページに、今回の改正の概要を載せてあります。あと、3ページ以降には、改正に係る新旧対照表を掲載しております。

概要の資料で今回の改正内容について説明してまいりますので、1ページ、2ページをご覧いただきたいと思います。

今回の主な改正は、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準拠して行うものでございます。

議案第85号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、令和6年度の給与改定の見直しを規定しております。

（1）の改正条例第1条の①、行政職給料表及び医療職給料表の改正です。

民間給与との較差の解消を図るために、若年層に特に重点を置いて引上げをしているものです。令和6年4月1日に遡及して適用いたします。

②は、期末・勤勉手当の年間支給月数の変更です。

これも民間支給状況との均衡を図るため、一般職員は年間4.45月の現行支給月数を0.15月引き上げて4.6月分とするもので、引上げ分については期末手当に0.1月分、勤勉手当に0.05月分を充てます。令和6年度は、既に6月期分を支給済みですので、引上げ分は全て12月期の支給分に上乗せをします。

再任用職員は、0.05月の引上げで2.4月として、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月

分ずつを充てます。

12月期分に上乗せして支給するため、令和6年12月1日の適用といたします。

③の寒冷地手当の支給月数についても引上げを行います。

こちらでも民間の支給状況を踏まえて月額を11.3%引き上げるもので、世帯主で扶養親族ありの場合、現行の1万7,800円に2,000円上乗せして1万9,800円に、扶養親族なしの場合は、現行の1万200円に1,200円を上乗せして1万1,400円、その他の場合は、現行の7,360円に840円上乗せして8,200円といたします。

次に、(2)の改正条例第2条です。期末・勤勉手当の年間支給月数の変更についてでございます。

令和7年度以降の支給月数について、一般職員の期末・勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を変更して、それぞれ期末・勤勉手当を合わせて2.3月ずつとします。再任用職員についても同様で、1.2月ずつに変更し、令和7年4月1日からの施行とします。

参考資料、再任用職員の記載の部分で月数に誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。再任用職員、「1.125月→1.175月」と記載しておりますが、そこを「1.175月→1.20月」への変更となります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

次に、2番(1)の議案第86号では、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数の改正に伴いまして、町長、副町長、教育長の特別職の期末手当の年間支給月数を0.15月引き上げ、3.4月分に改正をしています。

(2)議案第87号では、小坂町議会議員の期末手当の年間支給月数を特別職と同様に改正をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第85号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第86号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第87号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第88号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第88号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、保育士・保育従事者の配置基準に関する規定の人数を改めるものでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の規定の整備を行うものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第89号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第89号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町赤煉瓦にぎわい館の指定管理者を指定するものであります。

小坂町赤煉瓦にぎわい館は、明治百年通りの観光拠点として、観光情報の発信や観光案内及び地場製品の販売をしながら、観光客と町民への利用に供し、町の活性化に資することを目的に、小坂製錬所敷地内にあった明治37年建築の木骨れんが造りの貴重な建造物を移築、再現した建物で、令和2年4月から、有限会社柴田商店を指定管理者に指定し、その管理・運営に当たっていただいているところでございます。

このたび、指定の期間が今年度末で満了することから、新たに鹿印合同会社を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定管理の申請については、公募により9月30日まで受付したところ、鹿印合同会社の1団体から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を11月5日

に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明の後、質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である鹿印合同会社は、会社経営も安定しており、観光施設の経営にも精通し、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、鹿印合同会社を指定管理者候補者に選定することを決定いたしました。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に、指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うことになります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） 今、指定管理の町長の説明の中に、鹿印合同会社は会社経営も安定しておるという文言がありました。

私が記憶しているこの鹿印合同会社というのは、今の十和田湖の道の駅に関して発足した会社だと認識しております。そういう状況の中で、安定した経営がなされているというその根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 応募がありました鹿印合同会社でございますが、今まで経営しておりました有限会社柴田商店が母体でございます。それが会社の都合で会社名を変更しなければならないということで、新たな会社名、鹿印合同会社ということで申請していただいておりますので、実質的には同じ会社という理解で応募を受け付けております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） 分かりました。母体が柴田商店だという状況の中での、経営が安定しているという理解でよろしいでしょうか。

もう一つ、提案理由の中に、施設の効率的管理・運営に資するとありますが、この効率的管理というのはどのようなものを示しているのか、お示してください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 支障なく、スムーズに運営できるというような形でイメージしていただければよいかと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（後藤富美夫君） ここで言う効率的管理・運営ということですが、そもそも指定管理制度というものが導入されたときに、直営でやるよりは民間に委ねたほうが効率的な管理・運営ができるということですので、そういった意味で、指定管理者制度を使って任せることが、効率的管理・運営に資するということですので。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） ありがとうございます。

ただ、前任の柴田商店の経営では、施設が平日休みという状況です。観光客の方からも何で休んでいるのかとか、せっかく来たのに休んでいて大変残念だという声が聞こえている中で、運営がなされています。そういう状況の中で管理がしっかりしているのかという疑問が少し残ったので、質問した次第です。これから、あまり柴田商店のような感じで休んでいるのであれば少し疑問が残るなということで、質問いたしました。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 今のところと同様なのですが、指定管理ということであれば、どれくらいの期間で、どれくらいの金額かという仕様書みたいなものが多分あると思うのですが、そちらの内容が分からないと、どれくらいやったほうがいいのかという判断が難しいかなと考えております。

秋元議員が言われたとおり、平日休むというのも、仕様でどれくらい縛っておくということが多分できると思うので、そこがどれぐらいの要望で、かつ委託料が幾らだということも分からないと、妥当な対価というのが判断できないと思います。もう少し資料などその内容を、開示いただくことは可能でしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） この案件については、常任委員会に付託されるということになっておりますので、その際にお知らせしたいと考えています。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題になっております議案第89号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第90号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町立老人憩の家「あかしや荘」の指定管理者を指定するものでございます。

小坂町立老人憩の家「あかしや荘」は、小坂町における老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的に設置した建物で、令和2年4月から、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センターを指定管理者に指定し、その管理・運営に当たっていただいているところでございます。

このたび、指定の期間が今年度末で満了することから、引き続き鹿角地域シルバー人材センターを指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定管理の申請については、公募によらない指定管理者の選定とし、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センターから申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を11月5日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明の後に質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である鹿角地域シルバー人材センターの着実な事業実施により、小坂町立老人憩の家「あかしや荘」の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、鹿角地域シルバー人材センターを指定管理者候補者に選定することを決定

いたしました。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に、指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第91号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第91号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

構成団体であります井川町・潟上市共有財産管理組合が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第92号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第92号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金や、老人保

護措置費・児童運営費に係る委託料や、福祉保健総合センターの設備更新費用、中学校教科書の令和7年度改訂に係る経費などを追加したほか、必要経費の調整額を補正しております。また、給与改定などに伴う人件費の調整を行っております。

歳入では、事業に関連する国県支出金等の特定財源を充当したほか、一般財源として地方特例交付金及び地方交付税を措置しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億436万6,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を45億5,938万3,000円にするものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細を説明しますので、歳出から説明を始めます。

10ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても、いつもどおり説明をまいります。

1款1項1目議会費は、職員の人勸に係る給与改定分として63万円を増額しています。この後の各項目においても、職員及び会計年度任用職員の異動及び給与改定により職員人件費などを調整しておりますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、18節のあきたふるさと手作りCM大賞に係る負担金補助金は、今年度の参加を見送ったことにより全額減額しています。

5目企画費、18節生活バス路線運行費等補助金2,987万5,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は上向七滝線分417万8,000円、秋北バスの花輪線分1,869万円、大館線分700万7,000円となっています。前年度と比較しますと、全体で626万3,000円の増となっており、人件費及びエネルギー価格高騰による燃料費負担の増が大きな要因となっております。

移住定住促進奨励事業補助金は、不足が見込まれることから、新築、中古それぞれ1件分ずつ、合わせて140万円を追加するものです。

財源内訳欄の国県支出金164万6,000円は、地域内フィーダー系統確保維持費県補助金、その他の69万4,000円は、十和田湖地区テレビ共聴施設の光ケーブルが倒木により断線した復旧工事分の災害共済金です。

6目電子計算費、12節業務委託料379万5,000円は、健康管理システムの標準化に対応する経費です。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、障害者自立支援給付審査システム改修、基幹系システム標準化対応追加分等により172万7,000円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金3万6,000円は、マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補助金です。

8目バス運行費は、地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金の56万5,000円が減額となり、地域内フィーダー系統確保維持費県補助金が9万3,000円増額したことによる財源区分の変更です。

3項1目戸籍住民基本台帳費、17節庁用器具費8万5,000円は、マイナンバーカード申請事務に使用しているタブレットの更新経費です。

財源内訳欄の国県支出金39万3,000円は、個人番号カード交付事業費国庫補助金です。

12ページに移ります。

4項3目秋田県知事選挙費の財源内訳の国県補助金は、人勧調整分の人件費に秋田県知事選挙費委託金5万4,000円を財源充当しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節の福祉機器購入補助事業補助金は、予定した補助事業が不採択となったことにより、192万円全額を減額しております。

27節繰出金の60万円は、国保特会の人件費調整分です。

2目高齢者福祉費、12節業務委託料806万3,000円は、養護老人ホーム入所者の増による不足見込み分です。

財源内訳欄その他の177万1,000円は、養護老人ホーム入所者負担金です。

4目医療給付費、19節扶助費は、給付額増加により不足が見込まれることから255万円を追加計上しております。

財源内訳欄の国県支出金127万5,000円は、福祉医療費県補助金です。

6目福祉保健総合センター管理費、17節庁用器具費は、デイサービスゆーとりあで使用している特殊浴槽が経年劣化による更新が必要となったため、662万2,000円を措置しています。

7目介護保険費、27節繰出金の154万6,000円は、介護保険特会の人件費調整分です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節児童手当566万5,000円は、制度改正により支給額が増額となるものです。

22節償還金利子及び割引料38万9,000円は、出産・子育て応援交付金に係る国庫支出金返還金です。

2目児童運営費、12節児童運営費委託料は、町外保育所に途中入所児が増加したことなどにより561万5,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金422万2,000円は、子どものための教育・保育給付費保育委託負担金の国庫分304万1,000円と県分の118万1,000円です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。

次のページをお願いします。

18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、令和5年度決算確定に伴う繰越金の計上及び交付税算入額の確定、それから金属価格高騰による物品売払収入の増、人件費の調整などにより316万2,000円の減額です。

22節償還金利子及び割引料1万円は、子ども子育て支援交付金に係る過年度分の国庫支出金返還金です。

3項1目診療所費、27節繰出金110万6,000円は、歯科診療所特会の人件費調整分です。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、10節消耗品費1万6,000円は、農地利用最適化交付金事業に係る不足分の計上です。

財源内訳欄の国県支出金10万1,000円は、農地利用最適化交付金です。

4目畜産業費及び5目農業経営基盤強化促進対策費の18節補助金は、いずれも申請がなかったことにより全額減額しています。

財源内訳欄の国県支出金は同事業の県補助金で、それぞれ59万1,000円と300万円を減額しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節補助金は、住宅リフォーム支援事業の不足が見込まれる分として200万円を追加で計上しています。

16ページをお願いします。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、11節諸手数料18万5,000円は、秋田県所管の小型ロータリー除雪車の払下げを受けることに係る車両回送費用等の諸費用分です。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、人勧分反映による人件費増や新規採用職員用被服購入の増などにより333万8,000円を措置しています。

2目非常備消防費、1節消防団員報酬15万円は、不足見込み分の計上です。

3目消防施設費、14節施設解体工事費は、大川岱地区にある使用不能な消火栓を撤去する経費として44万円の計上です。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、19節子ども子育て支援事業施設型給付

費は、町外幼稚園に途中入園児が増加したことにより42万3,000円の措置をしています。

財源内訳欄の国県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金施設型給付費の国庫分15万6,000円と県分7万8,000円及び施設型給付費地方単独費用県補助金5万4,000円です。

2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費、17節備品購入費は、いずれも教科書改訂に伴う教科書などの購入経費として、小学校は、今年度改訂分指導書の追加購入分として21万1,000円、中学校では、令和7年度改訂の教科書、指導書及び指導用教材の購入費分として296万7,000円を措置しています。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費。

次のページをお願いします。

17節庁用器具費は、セパームで使用している除雪機を更新する費用として78万1,000円を計上しています。

5項保健体育費、4目学校給食費、10節修繕料は、給食室内の自動ドアの修理が必要となったため25万円を計上しています。

次に、歳入で措置した一般財源についての説明をしますので、歳入の7ページをお願いします。

これまで説明してまいりました歳出歳入の補正予算において、一般財源については、9款地方特例交付金1,715万6,000円、17款一般寄附金70万8,000円のほか、不足する分を10款の地方交付税のうち普通交付税1,247万6,000円、特別交付税6,760万9,000円を措置して収支の調整を図っております。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第92号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第93号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第93号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第93号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも4,603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,522万4,000円にするものでございます。

歳出予算の主な内容は、一般被保険者療養給付費に3,587万7,000円、一般被保険者高額療養費に1,160万円、人事異動に伴う職員人件費で60万円を増額し、保険事業費納付金、一般被保険者医療給付費分で146万8,000円、会計年度任用職員人件費で108万2,000円の減額をするものでございます。

歳入につきましては、県普通交付金を4,543万4,000円、人事異動に伴う職員人件費増額分として一般会計繰入金60万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第93号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第94号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第94号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第94号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,141万4,000円にするものでございます。

歳入につきましては、広域連合からの前年度保険料還付金50万円を増額し、歳出につきましては、同額の前年度保険料還付金50万円を増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第94号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第95号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第95号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第95号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも119万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億1,638万2,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目一般管理費において、給与改定に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の調整として、119万3,000円を増額するものでございます。

歳入補正の内容は、7款繰入金において、人件費の追加に対応する充当分として、歳出補正と同額を追加し調整するものでございます。

次に、介護サービス事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも35万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を405万3,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目会計年度任用職員人件費の調整分として、35万3,000円

を増額するものでございます。

歳入補正の内容は、歳出追加に伴い、２款繰入金において歳出補正と同額を追加し調整するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第95号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第96号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第96号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第96号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも110万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6,393万7,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、１款１項１目総務費において、給与改定に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の調整分として、110万6,000円を増額するものでございます。

歳入補正の内容は、３款一般会計繰入金において、人件費の追加に対する充当分として、歳出補正と同額を追加し調整するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第96号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第97号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第97号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第97号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも162万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を437万1,000円にするものでございます。

歳入は、令和5年度本会計決算において歳入歳出差引額133万8,000円を生じ、これを全額予算化するため繰越金に133万7,000円を措置したほか、小坂鉦山字尾樽部地内の立木売払収入28万4,000円を計上いたしました。

歳出では、21節の収益補償金に、立木売払収入相当分の28万4,000円について川下入会集団への支払分として計上いたしました。

24節の基金積立金は、小坂財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に、今回歳入で措置した繰越金相当額を積み立てるものでございます。

この積立てにより、本基金の年度末残高は2,390万4,000円となる見込みでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第97号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第98号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第98号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第98号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額から14万円減額し、2億5,505万6,000円に、資本的支出において、資本的支出の既決額に325万円増額し、2億3,351万円にするものでございます。

その内容は、メーター取替修繕費の精査により、収益的支出の第1項営業費用、2目配水及び給水費を50万円減額し、給与改定などに伴う人件費の調整として3目総係費を36万円増額しようとするものでございます。また、休平地区配水管布設替工事に係る管路延長に伴い、資本的支出の第1項建設改良費、1目配水施設改良費を325万円増額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第98号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月5日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。午後1時から、この場で全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお

願いたします。

散会 午前 11 時 52 分